

# 一般会計等財務書類における注記

## I. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

#### ② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却価額は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得価額（又は償却原価法）

#### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却価額は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、①～③すべて、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～50年
船舶	5年
工作物	5年～60年
物品	2年～15年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5年
--------	----

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

該当なし

III. 重要な後発事象

該当なし

IV. 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

①徳島地裁 令和元年（ワ）第 276 号 土地引渡請求事件 579,231 円

V. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計

小松島市土地取得事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-%
連結実質赤字比率	-%
実質公債費比率	13.5%
将来負担比率	115.8%

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額	
繰越明許費(地方自治法第213条)	769,716,000円
事故繰越額(地方自治法第220条第3項)	846,000円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産(一時的に賃貸借している場合を含む)」、  
「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、普通財産のうち活用が図られていない公共資産。

イ 内訳

事業用資産	19,984,665円 (24,883,412円)
土地	19,984,665円 (24,883,412円)

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

11,444,500,000円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	8,498,934,000円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	997,568,000円
将来負担額	23,927,409,000円
充当可能基金額	3,369,189,000円
特定財源見込額	420,978,000円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,444,500,000円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △457,902,594円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A: 歳入歳出決算書	16,699,104,302円	16,269,340,162円
B: 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	48,424,232円	192,404,571円
C: 繰越金に伴う差額	△435,316,462円	-
D: 決算整理仕訳に伴う差額	121,042,910円	△22,937,479円
E: 資金収支計算書 (E=A+B-C-D)	16,433,254,982円	16,438,807,254円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計・小松島市土地取得事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動</u>	<u>△267,554,492円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	500,023,623円
未収債権の増減額	352,312円
投資その他の資産の増減額	△17,977,914円
その他流動負債の増減額	15,080,743円
減価償却費	△1,624,902,785円
賞与等引当金増減額	1,239,089円
退職手当引当金増減額	△79,250,161円
徴収不能引当金増減額	△14,237,866円
資産除売却損	△45,783,695円

純資産変動計算書の本年度差額 △1,533,011,146円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。  
なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	4,235,000,000円
一時借入金に係る利子額	4,148,128円